

補助金交付申請の手引（在宅医療提供施設整備事業）令和8年度版

1 目的

この事業は、『訪問診療を実施する診療所の行う設備整備』及び『在宅医療を実施する有床診療所の行う施設・設備整備』に対する経費の一部を助成することにより、在宅医療提供体制の充実を図るものです。

2 対象医療機関

・訪問診療を実施する診療所

→既に訪問診療を行っている診療所又は本設備整備により新たに訪問診療を行う診療所

・在宅医療を実施する有床診療所

→次に掲げる医療の提供を行う有床診療所（本施設・設備整備により病床数を増加させる場合又は業務を行っていない病床を減じる場合に限る。※）

ア. 患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

イ. 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。

ウ. 人生の最終段階における医療を提供すること。

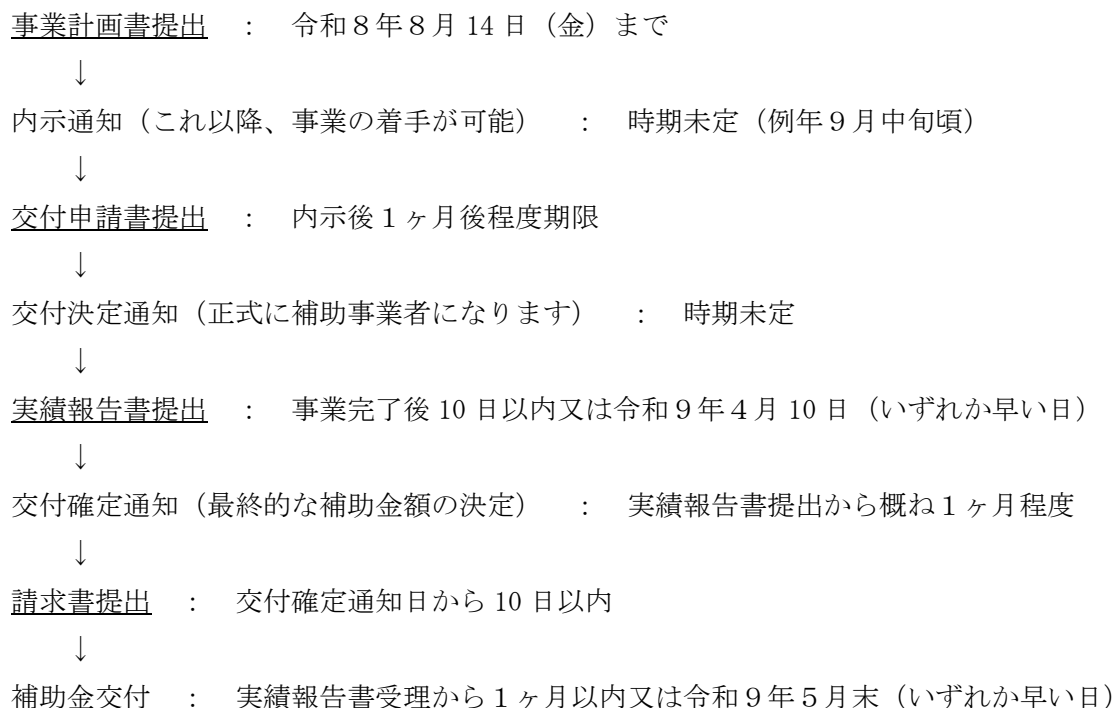
※病床数を増加させる場合又は業務を行っていない病床を減じる場合とは、現在未稼働の病床を稼働する場合を含む。

3 補助対象経費及び補助基準額

事業区分	補助対象経費	補助基準額（補助率）※
訪問診療実施診療所 （設備整備）	訪問診療のために必要な医療機器等の備品購入費 （例）ポータブルエコー、ポータブル心電図検査装置等（可搬型）	1か所当たり 3,000 千円 （補助率：1/2）
在宅医療実施有床診療所（施設整備）	在宅医療のために必要な患者の療養環境の整備又は看護職員等の勤務環境に係る新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 （例）バリアフリー化、入院設備、看護師等の休憩室の整備等	1か所当たり 484,000 円×整備する面積 ただし、療養環境整備については 64 m ² 、看護職員等の勤務環境の整備については 50 m ² を限度とする。 （補助率：1/2）
在宅医療実施有床診療所（設備整備）	在宅医療のために必要な医療機器等の備品購入費 （例）人工呼吸器、超音波画像診断装置等	1か所当たり 11,000 千円 （補助率：1/2）

※補助額は、補助基準額の 1 / 2（補助率）が上限となります。

4 補助の流れ



5 変更の承認申請

当初の交付申請から、工事内容や契約金額(計画金額から20%以上)の変更があった場合は、変更承認申請書を速やかに提出してください(完了後ではなく、完了前に変更が判明した時点で手続をとる必要があります)。

例)・100万円の医療機器を購入する予定だったが、価格交渉の結果、75万円で購入できることになった。

・500万円の工事の予定だったが、施工業者と工法の見直しを検討した結果、実際は350万円で工事を実施することになった。 など

6 その他

- ・県からの内示を受ける前に着手(購入の申込、工事の契約など)した場合は、補助対象になりません。
- ・医療機器等の納品及び施設整備工事の完成は、必ず令和8年度内(令和9年3月31日まで)に終える必要があります。
- ・施設整備工事に伴い締結する契約については、県が行う契約手続に準拠しなければなりません(原則として、2者以上の業者から見積を取り、安値を提示した業者と契約すること、契約書を取り交わすこと)。

7 問い合わせ

その他不明な点は、メールでお問い合わせください。

E-mail : zaitakuhojo@pref.shizuoka.lg.jp

<参考1> 令和7年度の利用実績

No	医療機器名称	申請件数(割合)	No	医療機器名称	申請件数(割合)
1	超音波画像診断装置	23件(25.3%)	11	経鼻胃管先端位置確認システム	2件(2.2%)
2	心電計(解析付、携帯型)	18件(19.8%)	12	眼科検査装置	2件(2.2%)
3	小型・携帯型分析装置 (NOガス、生化学、血液)	7件(7.7%)	13	皮膚検査機器	2件(2.2%)
4	電子血圧計	3件(3.3%)	14	ベッド(電動・超低床)	2件(2.2%)
5	吸引器	3件(3.3%)	15	ストレッチャー	2件(2.2%)
			16	その他※	15件(16.5%)
6	超音波血流計	3件(3.3%)	計	91件(100%)	補助金交付件数: 61
7	輸血ポンプ	3件(3.3%)	※その他の内訳(各1件) バイタルセンサー、ルミラ測定器、パルスオキシメーター、聴診器、迅速生化学検査機器、超音波骨密度測定装置、小型スパイロメータ、ベッドサイドモニター、点滴台、電気刺激療法機器、外科用X線TV向けCアーム、全自動遺伝子解析装置、エアマット、全自動血球計数・免疫反応測定装置、医療用画像管理システム		
8	酸素濃縮装置	2件(2.2%)			
9	生化学検査装置	2件(2.2%)			
10	血圧脈波検査装置	2件(2.2%)			

(注) <参考1> 利用実績には、有床診療所のみ補助対象となる医療機器を含む。

<参考2> 県あてにあった主な問合せ

No	医療機関等からの質問	県地域包括ケア推進室回答
1	訪問用の自動車は対象か？	医療機器とは言えないため、対象外
2	心電図を電カルへ取り込むための電子化ソフト、点滴薬等の薬品の冷凍冷蔵庫は対象か？	訪問先で使用する医療機器ではないため、対象外 (可搬型の電子カルテ・冷凍冷蔵庫でも訪問先で患者に使用する医療機器ではないため対象外)
3	エコーを2台購入予定。全て対象とできるか？ (複数購入は良いか？)	可能(エコーとベッドサイドモニタなど複数の購入も可能) ただし、1医療機関あたり1,500千円の上限は変わらない点は、御留意ください。
4	購入予定の機器が値上がりしてしまった。どうしたらよいか？	購入金額の変更手続きが必要になりますので、メール(前頁7に記載)で御相談ください。
5	購入予定の機器を変更したい。どうしたらよいか？	①機器のメーカーが変わる場合(例：A社製エコーをB社製エコーに変更)：購入予定の医療機器としては変更がないため、金額が変わらなければ、手続き不要です。 ②機器自体を変更したい場合(例：エコーでなくベッドサイドモニタに変更したい場合)：変更手続きが必要になります。御相談ください。
6	①昨年度に同じ補助金を利用した。また利用してもよいか？ ②過去に購入を取りやめたものを再度購入したい。利用できるか？	①、②とも可能。ただし、様式内容の変更があるため、申請には、最新の様式で再度手続きをお願いします(補助金を過去取りやめたことでのペナルティはありません)。
7	同一法人内の複数の診療所で申請できるか。	可能。ただし、診療所ごとに申請書を作成いただきます。